

## 総合評価方式における技術提案等に関する特約条項

### (違約金)

- 1 工事の施工にあたっては、達成されなかった技術提案等の重要度等により、発注者は、違約金を受注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する違約金の額の算定は、次の式により行うものとする。

$$\text{違約金 (税抜き)} = A \times \left( 1 - \frac{(B + C 2)}{(B + C 1)} \right)$$

A : 入札金額

B : 標準点 (100)

C 1 : 入札時の提案内容に基づく加算点

C 2 : 提案内容を実施できなかった場合の加算点

※計算の過程では、小数点第4位未満は切り捨てるものとし、違約金については円未満を切り捨てるものとする。